

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その46) 祝! 東京都受動喫煙防止条例成立

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

6月27日、図1のように飲食店等のサービス産業の受動喫煙にも規制の網をかける東京都条例第二弾が成立しました(第一弾は本誌6月号参照)。

すい子供、そして、受動喫煙を防ぎにくい立場である飲食店の従業員を守る、とした点が画期的です(図3)。

東京都福祉保健局のホームページに「東京都受動喫煙防止条例案について(6月8日公開)」として、「人」を守ることに着目した条例であることが述べられています(図2)。特に、健康影響を受けや

まず、幼保小中高では屋外であっても喫煙場所を設けてはならない敷地内全面禁煙とした点は進歩です。私たちの調査では風下25メートルでも粉じん計で検出できるレベルの受動喫煙が発生する

図1. 東京都受動喫煙防止条例成立を報じる時事通信ニュース

受動喫煙防止条例が成立=飲食店の対策強化—五輪へ国より厳格化・都議会

6/27(水) 14:14配信

JIJI.COM 時事通信社



東京都の受動喫煙防止条例が27日の都議会本会議で、自民党を除く賛成多数で可決、成立した。

焦点の飲食店をめぐっては、従業員を雇う場合は広さに関係なく店内を原則禁煙とするなど、今国会で審議中の健康増進法改正案より厳しい独自基準が盛り込まれた。罰則は5万円以下の過料。今後段階的に施行し、東京五輪・パラリンピックが開催される2020年の4月に全面施行する。

本会議後、小池百合子知事は記者団に「たばこを吸う人も吸わない人も快適な東京を目指す。都条例をきっかけに『健康ファースト』の都政を進めた


東京都の受動喫煙防止条例の成立後、取材に応じる小池百合子知事。「たばこを吸う人も吸わない人も快適な東京を目指す。都条例をきっかけに『健康ファースト』の都政を進めたい」と述べた=27日、東京都新宿区

条例の制定目的

誰もが快適に過ごせる街を実現するために

「人」に着目した対策

「働く人や子供」を受動喫煙から守る



本条例の目的は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した都独自の新しいルールを構築していくことです。

健康影響を受けやすい子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を受動喫煙から守ることを、対策の柱としています。

図2. 都条例の目的




子供を守ります	従業員を守ります
<p>敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)</p> <p>幼稚園・保育所・ 小学校・中学校・ 高等学校等</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒への禁煙教育 (喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育)の徹底 ● ホテル・飲食店などの喫煙可能な場所 (喫煙室など)への子供の立ち入り禁止 	<p>原則屋内禁煙 (禁煙又は喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置)</p> <p>多数の者が利用する施設等 例) 老人福祉施設・運動施設・ホテル・事務所・船舶・鉄道・従業員がいる飲食店</p>  <p>従業員がいない飲食店 (禁煙又は喫煙) 従業員がいない飲食店は、事業者が屋内の全部又は一部を喫煙をすることができるところとして定めることができる。</p> 

図3. 都条例の概要

ことが分かっていますので、敷地内禁煙は妥当な決定です。学校の先生や運動会などの行事で保護者が校門の外で喫煙する姿はまだ見かけますので、美咲市条例のように学校周囲の道路の喫煙規制も含めればなお良かったと思います。それと、「生徒への禁煙教育」を徹底することが目的であれば、未成年者が多く通う大学と短大も敷地内禁煙とするべきでした。



また、「子供を守る」という観点から、喫煙可能なレストランはもちろん、ファミリーレストラン等の喫煙席に子供を同伴することも、喫煙室に子供を連れて入ることも出来なくなります。

飲食店等の規制ですが、これまで国や都で議論されてきた「客席面積が100平方メートルあるいは

30平方メートル以下を除外」という科学的な根拠に基づかない規制を設けるのではなく、「店舗面積にかかわらず従業員がいる飲食店は原則禁煙」とされたことで喫煙者からも受け入れられやすい(=反対しにくい)規制内容になりました。この条例が成立したことで都内の84%の飲食店が原則禁煙となります。

区市町村への支援として屋外の「公衆喫煙所」の整備費用を補助するのは良いことですが、飲食店の喫煙専用室の設置費用を補助するのは納得がいきません(図4=24ページ参照)。現在、すでに分煙している店舗がそれを撤去して全面禁煙とする工事費用を補助するというのであれば分かるのですが。

図4. 公衆喫煙所と飲食店の喫煙専用室整備の補助

事業者や区市町村への支援を充実	
公衆喫煙所整備への補助	飲食施設の喫煙室整備等への補助
公衆喫煙所の整備又は改修のための区市町村への補助	飲食施設における喫煙室等の改修整備等のための事業者への補助
	

また、骨子案の段階では加熱式タバコも紙巻きタバコと同様に規制の対象だったのですが、成立した条例では「健康影響が明らかでない」という理由で、飲食店に専用室をつくれれば飲食しながらの使用を容認し、また、違反についても処分や罰則は適用しない、という緩い扱いになりました(図5)。加熱式タバコには発がん性物質を含んでいること、周囲の空気を汚染することは都議会議員を通じて情報提供していたのですが、最後はいわゆる政治的判断のようです。

いくつかの不備な点はあったとしても、国で検討されている法律案よりも数段厳しい規制になります。首都・東京が変われば、きっと日本が変わります。すでに、千葉市や静岡県でも飲食店等の受動

加熱式たばこの取扱い(骨子案からの変更点)

- 加熱式たばこについては、**指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室**での喫煙を可とする。
- ※ 指定たばことは
たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するもの
健康影響が明らかになるまでの間は、行政処分や罰則は適用しない。

図5. 都条例における加熱式タバコの取扱い

喫煙規制を強める動きが始まっているようです。東京都で始まったディーゼル規制が全国の空気をきれいにしたように、東京都受動喫煙防止条例がきっかけとなり全国の飲食店の空気がきれいになることに期待します。